役員報酬（日当額その他）に基準を次のように定める。

（平成29年6月19日の定時評議員会の決議による）

１　平成29年度以降の、役員報酬（日当）については

* 日当金額　２０，０００円（弁償費含む）とする。

この報酬金額は、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員

すべてに該当させる。

２　法人の経営する木の実こども園の職員を委嘱されている理事

　について。

* 職員の給与規定に定めた基準により支給する。

また理事会等に出席した場合の日当についてはこれを支給しない。